

中国企業との技術ライセンス契約管理 に関する諸問題

——日本企業における戦略的な監査の活用を中心に——

ライセンス第2委員会
第1小委員会*

抄 録 中国企業であるライセンシーが正しく契約を履行しているか否か、特に正しくロイヤルティ（実施料）が支払われるかは重大な関心事であり、一般には、「ロイヤルティ監査」の実施により実施状況を確認する方法がある。また、監査により得られる周辺情報を基に、ロイヤルティ支払い以外の契約管理上の課題（販売地域遵守、品質確保、技術不正使用防止等）についても遵守状況を把握して、ライセンシーによる契約違反の是正に繋げられる可能性がある。従って、本稿では、日本企業であるライセンサーが技術ライセンス契約上重要と位置づける契約条件について、どのような事前準備を行えば効果的にライセンシーの契約履行状況を把握することができるのか、また、戦略的な監査の活用について考察を行った。併せて、中国企業との技術ライセンス契約管理に関するその他の諸問題についても検討する。

目 次

- はじめに
- 中国企業との技術ライセンス契約における契約管理上の諸問題及びその対策
 - 問題点
 - 対 策
- 技術ライセンス契約に基づく監査
 - ロイヤルティ監査の概要
 - ロイヤルティ監査における妨害と契約条項
 - 契約管理上の諸問題に応じた監査の使い方
 - 監査終了後の対応
 - 日本企業による中国企業に対する戦略的な監査の活用
- 行政手続きに係る最新情報
 - 契約の登記に関する問題
 - 海外送金手続き
 - ロイヤルティに関する徴税強化の動き
- おわりに

1. はじめに

技術ライセンス契約の実効性を上げるためには、契約条件を定める交渉および契約締結の段階が重要であることは言うまでもない。一方、契約締結後の技術ライセンス契約管理（ライセンシーの契約義務履行状況の把握、行政への手続き等）も同じく重要であるが、十分に意識されていないケースが多い。なお、本稿における技術ライセンス契約とはノウハウ（図面提供、技術指導等）もしくはノウハウと特許を含む技術ライセンス契約を指し、特許だけのライセンス契約は除く。

外国企業への技術ライセンス契約には、文化と慣習の違い等からさまざまなリスクが潜んでいる。特に中国企業の場合には、契約重視の欧

* 2015年度 The First Subcommittee, The Second License Committee

米企業と異なり、契約よりも面子を重んじる傾向にあり、このような価値観の違いが技術ライセンス契約管理上のリスクとなり得る。

通常、技術を提供した日本企業は、技術ライセンス契約の条件を満たせば、規定されたロイヤルティは支払われるものとする。しかし、技術を享受した中国企業は、導入するにあたって生じた疑問点を日本企業が真摯にサポートしてくれた場合や、中国で所要の目的を達成できた場合等、「日本企業に助けられた」との思いを抱いた場合に自発的にロイヤルティを支払う傾向にある。このような考え方の違いから、中国ライセンシーによるロイヤルティの過少報告や計算根拠の不明確性についての懸念が日本企業から多く指摘されている¹⁾。従って、中国企業との技術ライセンス契約では、契約を盾に要求するだけでなく、契約締結後のフォロー、対面でのコミュニケーションや契約遵守などの動機付けが特に必要となる。

中国企業との技術ライセンス契約管理における課題は、2つの側面から整理することができる。1つは上述したライセンシーの行為に関する面、そしてもう1つは中国特有の行政への手続き面である。

まず、ライセンシーの行為に関しては、その背景として、そもそもライセンシーに選定される中国企業は基礎技術力や市場へのアクセスを有していることが多い。そのため、日本企業にとっては早期に技術移転してマーケットインできる利点がある。一方、中国企業が技術ライセンス契約によりライセンサーから早期に技術を吸収して独自の顧客網を築き、技術ライセンス契約終了後に当該契約の更新または新たなノウハウの技術ライセンス契約等を行うことなく独立するリスクも抱えている²⁾。そこで、技術ライセンス契約終了後に将来の競合となり得るリスクを少しでも下げるため、少なくとも契約期間中については、契約で禁止された、中国以外

の第三国への販売や外部製造委託、サブライセンス等の契約義務履行状況の監視を行い、契約違反があった場合は速やかな是正措置が必要である。

また、行政への手続きに関しては、中国政府による技術ライセンス契約の実態把握等の目的で他国には無い特殊な要求をされることがある。さらに、欧米に追従するため、中国の法制度は頻繁に改正され簡素化される傾向にあるが、地方の行政機関等は旧態依然の運用を継続している場合がある。

従って、中国内での技術ライセンス契約に係る手続き、制度に関して、ライセンシー任せにせず日本企業も正しい情報を把握する必要がある。正しい情報を把握することで、送金手続きの簡素化を図ることができる可能性があり、さらに間違った手続き、制度解釈による不利益を回避できるためである。

本稿では、これら2つの側面について、中国企業との技術ライセンス契約管理上の課題を整理し、その対応について述べることとする。

なお、本稿は2015年度ライセンス第2委員会第1小委員会のメンバーである、小委員長上林克寿（昭和電線ビジネスソリューション）、小委員長補佐 近藤純子（大日本印刷）、大野悦子（JSR）、川島正史（三菱日立パワーシステムズ）、高原直幸（シャープ）、富澤浩之（日立金属）、鳥越猛（日本ガイシ）、姫野剛二（本田技研工業）、三上澄重（日本たばこ産業）、横江克彦（住友理工）が執筆した。

2. 中国企業との技術ライセンス契約における契約管理上の諸問題及びその対策

2.1 問題点

中国企業との技術ライセンス契約におけるライセンシーの行為に係る主な問題としては、ロ

イヤルティの過少申告、販売地域違反、品質の不良、技術不正使用の4つが考えられる。以下、説明する。

(1) ロイヤルティの過少申告

売上の過少申告、ライセンス対象製品の限定解釈、控除項目の拡大解釈が主に問題となる。よって、ロイヤルティ修正額の合意や追加支払等、ライセンサーの金銭的利益の確保が課題となる。

(2) 販売地域違反

ライセンサーのライセンス戦略として地域ごとにライセンシーを決めて販売地域の棲み分けを行っている場合がある。あるライセンシーが合意された販売地域以外へ販売を行うと、複数のライセンシー間にて販売地域の重複が生じ、問題となる。販売地域を侵食されたライセンシーからの申告があると、日本企業はライセンサーとして当該ライセンシーの販売地域違反を是正する必要が生ずる。特に近年、中国企業は成長するために海外進出に積極的である。技術ライセンス契約で販売地域を限定しても、中国企業の海外進出を放置すると日本企業の国際的な信用の点からも問題が生じることとなる。

このため、合意された販売地域以外への販売を防止し、ライセンサーのライセンス戦略維持およびライセンシーによる販売地域の侵食阻止を図ることが課題となる。

(3) 品質の不良

中国企業がライセンス技術を適切に実施せずに粗悪なライセンス対象製品を製造することにより、ライセンサーである日本企業のブランドや評判に悪影響が及ぶことも問題である。

具体的には、ライセンス対象製品の品質を担保するための部品や材料の未使用、ライセンス対象製品の検査不足等により、市場に品質不良なライ

センス対象製品が流通することが懸念される。

ここでは、ライセンス対象製品の品質維持によるライセンサーのブランド・評判維持が課題となる。

(4) 技術不正使用

中国企業に技術をライセンスしている日本企業にとっては、技術ライセンス契約範囲外でのライセンス技術の改良、転用等の不正使用、第三者へのライセンス技術の不正流出（契約で禁止された外部製造委託やサブライセンスも含む）も、大きな問題である。

なお、ライセンス技術の不正使用に関連して、ライセンシーが守秘義務の課された技術を含んだ特許出願、論文発表を無断で行っていないかについても、日本企業は注意を払う必要がある。

このような技術の不正使用を防止し、ライセンシーまたは第三者が競合または模倣業者となることの阻止が課題となる。

2. 2 対 策

第2.1節の(1)乃至(4)の課題への対策としては、問題が表面化する前に事実確認する段階と、問題が表面化してから解決を図る段階に分けられる。このうち、中国では、特に前者の事実確認の段階が重要と考える。

中国が面子を重んじる社会であることを理解し、ビジネスパートナーとしてのライセンシーの立場を尊重することが大事となる。決定的な対立を回避するため、コミュニケーションを欠かさず、早めに事実確認して問題点を指摘し、問題が小さい段階で是正につなげることが重要である。

また、特許を含む技術ライセンス契約で特許の活用を検討する場合、中国では特許権侵害の訴訟時効が2年と短いことに注意が必要である（専利法第68条第1項）。起算日は侵害を知った日又は知るべきであった日であり、特に後者の点が争いになることを避けるために、早めにライ

センサーの動向について事実確認が重要となる。

事実確認の精度を上げるには、ライセンサーから直接情報を集める監査を活用することが有効である。

ライセンサーに対して監査を行う場合、ライセンサーだけで実施するケースがある。ライセンサーとの関係を考え、第三者を入れないという選択である。

しかし、慣れない監査は負担が大きいと感じるのも事実である。そのため、ライセンサーだけで監査すると、十分に監視の目が行き届かず実効性に劣る可能性がある。特に、複数のライセンサーがいる場合、中国ではライセンサー間の情報交換が行われているケースがあり、リソースの関係から1社のライセンサーだけ監査すると、監査対象となったライセンサーから、なぜ自分だけと疑念を持たれることもある。

また、監査の実効性を増すために、監査ではなく技術交流会であるという名目で関係者を集め、面子を立てながらライセンサーから情報を得る方法もある。しかし、これが成功するのは、ライセンサーとライセンサーが技術交流できる程度の良好な関係を有していること、ライセンサーにとって魅力的な新技術をライセンサーが保有していることが条件となり、適用は限られる。

ライセンサーの負担を減らし、監査の実効性を高めるため、費用面で折り合いがつけば、外部リソース（弁護士、監査法人、調査会社、各種コンサルタント）を活用することも検討すべきである。

外部リソースとして、法的解釈等で見解相違があり、紛争を視野に入れている場合は、代理人として弁護士と一緒に監査するケースが考えられる。しかし、前述の通り、中国では問題が表面化する前に事実確認のための監査が重要であり、より中立的な存在である監査法人が適している場合もある。よって、第3章では主に監査法人による監査（ライセンサーによる監査と

の組合せも含む）について述べる。

以上、第2.1節の(1)乃至(4)のライセンサーの行為に起因する課題への対策について述べてきたが、他方、中国企業との技術ライセンス契約管理に関する行政への手続きに係る課題としては、契約登記、送金手続の遵守・簡素化および移転価格等の税制対応等が挙げられる。この課題に係る最新動向の詳細は第4章にて後述する。

3. 技術ライセンス契約に基づく監査

3.1 ロイヤルティ監査の概要

上述の通り、中国企業との技術ライセンス契約に関する種々の課題のうち、ライセンサーの行為に起因する課題については、監査による事実確認という手段が有効であり、第2.1節(1)乃至(4)の問題点の有無について、ロイヤルティ監査により情報を得ることができる。そこで、本節では、ロイヤルティ監査について概要を述べる。

そもそも、一般に「監査」と聞くと、会計監査を思い浮かべる。事実、監査法人の主たる業務は企業の会計監査である。ロイヤルティ監査についても、外部の機関に依頼する場合は監査法人に依頼することが多いであろう。しかしながら、会計監査とロイヤルティ監査では大きな違いがあることを認識しておく必要がある。会計監査では、通常、依頼者は受査側であり、監査人との間の目的意識に基本的に差が無いのに対し、ロイヤルティ監査では、監査人と受査側が場合によっては敵対関係になる場合がある。このために、情報の隠蔽等の妨害行為も起こり得ることとなる。この点を考慮してどのように監査を進めるか、種々の考え方があり得る。

なお、ロイヤルティ監査は、あくまで「fact finding（事実の調査）」であって、明らかとなった問題点を解決するには別途交渉が必要となる点も理解しておく必要がある。

ロイヤルティ監査においては、契約条件次第

でライセンシーの対象事業に関わる経理情報（営業情報）を入手し得ることから、この情報を分析すれば、ライセンシーの事業活動を把握し得る。

自社と資本関係の無い中国企業への技術ライセンス契約では、単にロイヤルティの額が適正か否かだけでなく、技術ライセンス契約の履行状況等についても監査を行う必要性が高いため、中立の立場である監査法人による監査実施が有効である。

なお、「ロイヤルティ監査」の範疇を超えているような不正、例えば、会社財産の横領・背任、不正経理等については、別途、弁護士に依頼して、事実関係の調査、証拠の確保、公安局等への告発等の手続をとることを検討する必要がある。

監査法人によるロイヤルティ監査の一般的な進め方は、他の文献^{3),4)}に紹介されているため、本論説では項目の列記のみに留め、ライセンサーの立場で注意すべき点を中心に述べる。

(1) ロイヤルティ監査実施の判断

そもそも、ライセンサーがロイヤルティ監査を実施する動機として、ライセンシーの契約違反行為が推測されていると思われる。この場合は対象となるライセンシーは自ずと決まる。なお、欧米企業のロイヤルティ監査は、一般に監査プログラムによって、定期的に複数のライセンシーを巡回する方法をとることが多いようである。これにより、契約違反を未然に防ぐ、いわば予防的監査が可能となる。この方法は、結果的に低コストとなるという見方もある。

ライセンサーとライセンシーとの間に資本関係が無く、ライセンシーがライセンサーと競合する場合は、監査において営業情報等にアクセスされることにライセンシーが抵抗を示し、ライセンサー自身が監査を行うことは困難となることが多いと思われる。そこで、このような場合には、監査法人を利用することが考えられる。

監査法人に依頼する場合、監査法人によって、担当者のレベル、得意分野、ノウハウ等が異なり、また、当然ながら、発生する費用も異なるので、それぞれの監査方針について詳細に確認したうえで、どの監査法人に依頼するのかを決める必要がある。特に、ロイヤルティ監査の費用は、事案によっては高額な費用となることから、十分に確認しておく必要がある。

いずれにせよ、監査の成功の鍵は、監査人がいかにライセンシーの信用を得るかということにある点を考慮すべきである。監査人に対する信用がないと、ライセンシーが監査に必要な協力を拒否するためである。

(2) ロイヤルティ監査の実施

監査法人を選定した後、ライセンサーは監査法人に対し、対象となる技術ライセンス契約に関する全ての情報を開示しておくことが重要である。技術ライセンス契約本体だけでなく、付帯契約、各交渉におけるやり取り等も必要である。

このとき開示・伝達しておくべき特に重要な情報は、ライセンス対象製品の見分け方である。この点、監査人に対し、判断の基準を詳細に説明しておくことが重要であるが、監査人は必ずしも技術的知識があるとは限らないことから、特許権の技術的範囲を含め、ライセンサーは監査人に対し丁寧に説明して確実な理解を得ておく必要がある。このため事前に監査人のトレーニングを実施する場合と、ライセンサーが現地調査に同行し、現地で対象物の判断を行う場合とがあるが、どちらがよいかはケースバイケースである。これについての詳細は第3.3節にて後述する。

また、ロイヤルティの過少申告以外の契約違反行為、具体的には販売地域違反、品質の不良、技術不正使用が問題となっている場合は、その点を詳細に監査法人側に説明しておく必要がある。

以上の情報を基に、監査法人側で監査実施計

画が作成され、典型的には以下のような内容にて進むこととなる。

- 1) ライセンシーに対する監査実施の通知
- 2) ライセンシーと監査法人との秘密保持契約締結
- 3) 監査法人等によるライセンシーへのヒアリング
- 4) ライセンシーが準備すべきデータ項目の要求（詳細は第3. 2節（2）にて後述）
- 5) 4) にて得たデータ項目の事前分析
- 6) ライセンシー現地調査
- 7) (仮) 監査報告書作成
- 8) フォローアップ
- 9) 監査報告書納品によるクロージング

(3) 監査終了後の対応

監査法人が調査した結果については、クライアントであるライセンサーへの報告だけでなく、ライセンシーにもレビューさせる等で中立性を確保する。ライセンサーとライセンシー側の見解に相違がある場合は、ライセンサー側の見解に基づく内容と、ライセンシー側の見解に基づく内容を併記した報告書とする場合もあり得る。その場合でも、事実部分を正しく報告することが重要となる。監査法人の業務は、「fact finding（事実の調査）」までであって、不正行為の是正は行わないことに留意する必要がある。

従って、監査結果に基づいて、必要に応じてライセンサーとライセンシーとの間で契約違反行為の是正のために交渉が持たれることとなる。場合によっては、技術ライセンス契約の解除や、契約内容自体の見直しが必要となる。

3. 2 ロイヤルティ監査における妨害と契約条項

(1) 中国企業特有の監査妨害・トラブル

中国企業に対してロイヤルティ監査を進める

にあたり、ライセンシーによる監査妨害に遭遇する可能性がある。以下、いくつかの事例を紹介する。

1) 監査受け入れ拒否

ライセンシーに対してロイヤルティ監査実施の通知がなされた際、技術ライセンス契約締結に基づく監査受入を拒否する可能性がある。こうした拒否により当該監査に応じないトラブルを未然に回避する為に、中国企業側が監査に協力しない際の制裁（契約解除等）を、予め技術ライセンス契約に盛り込んでおくのが良い。

2) データの社外持ち出し拒否

ロイヤルティ監査に必要なデータのメール等による事前送付を中国企業側に依頼した際、中華人民共和国保守国家秘密法（1988年9月施行、2010年改正）等を理由に当該データの送付を拒否することがある。なお、本法は、科学技術や国民経済および社会発展における秘密事項等を国家秘密として挙げている。このような場合には、強硬にデータの持ち出しを主張するよりも、速やかに現地監査に移行するのが良い。

3) 秘密保持契約締結・データ提出に対する遅延行為

ロイヤルティ監査に不慣れなライセンシーの場合には、監査法人とライセンシーとの間の秘密保持契約締結や、監査法人からデータの提出を要求された際等に、技術ライセンス契約の管理責任者の面談拒否や、ロイヤルティ対象製品以外のデータ提出には応じないといった遅延行為が生ずることがある。その他、ライセンシー側の責任者の頻繁な変更により引き継ぎが円滑になされず、結果、ライセンシーの監査対応スタンスの変更や技術ライセンス契約解釈の齟齬が生ずることにより遅延することもある。さらに、ライセンシーの中国企業工場や倉庫での現地調査においても、突然の立ち入り拒否に遭遇することもある。こうした場合にも、中国企業側の誠実な対応を促すべく粘り強く交渉を続け

ると共に、中国企業側が監査に協力しない際の制裁や、監査法人によるデータアクセスに対する制限を認めない旨を予め技術ライセンス契約に盛り込んでおくのが良い。

(2) 契約条項による取り決め

ロイヤルティ監査で見込まれる効果を最大にし、かつ上述した監査妨害・トラブルを回避するためには、監査に関する適切な条項を技術ライセンス契約に盛り込んでおく必要がある。

盛り込むべき契約条項について、以下、詳細を説明する。

1) ライセンサーの監査権を主張するための契約条項

ライセンサーがロイヤルティ監査の権利を主張するためには、「ライセンサーが必要と判断した場合にはロイヤルティ監査を実施できる」ことを規定した監査条項を、技術ライセンス契約に盛り込んでおくことが必要である。通常、監査条項においては、監査の対象範囲や方法、監査を実施する監査人（ライセンサー、中立の監査人、あるいはその両方）、監査実施の時期（回数含め）や通知方法、監査対象の帳簿等の保管義務（期間含め）、監査費用の負担先、ライセンサーの監査協力義務等が規定される。

また、以下の点についても留意すべきである。

- ・ロイヤルティ監査の対象情報を限定しないようにする。例えば、「監査人が必要だと考えられるあらゆる資料の開示」等を監査できる旨を契約条項に盛り込む。
- ・監査人に監査完了に必要な情報全てにアクセスさせることを可能とする目的で、通常は監査人とライセンサーとの間で秘密保持契約を締結する。監査人側の立場としては、秘密保持契約の存在を利用して、全てのデータへのアクセスが認められていることをライセンサーに主張するものである。この際、監査範囲や監査手順が契約書の記載により限定解釈さ

れることが無いよう、十分に注意する必要がある。

- ・ライセンサーをコントロールする意図から、技術ライセンス契約の自動更新は好ましくない。契約を継続したい相手の心理を読んで、より優位に立てる技術ライセンス契約の修正や、継続的にモニタリングを行うシステムを作っていく等、能動的な契約更新を行うべきである。

2) 監査を円滑に進めるための契約条項

監査を円滑に進めるため、以下のような契約条項を入れることも効果的である。

- ・一定の割合以上の過少申告が検出された場合は、ライセンサー側が監査費用を負担する、との契約条項を盛り込む。
- ・ライセンサーが監査に協力しなかった場合のペナルティを盛り込む。具体的には、監査費用のライセンサー全額負担、課徴金、技術ライセンス契約の解除等があり得る。
- ・当初技術ライセンス契約に記載したライセンス対象製品の売上目標を下回る時は、ロイヤルティ料率を上げることを規定することで、過少申告のリスクを回避する。

3) 準備すべきデータ項目

ロイヤルティ監査実施を見越して、ライセンサーが準備すべきデータ項目（データリクエスト）を、技術ライセンス契約に詳細に記載しておくことも有効である。但し、列記により逆に限定的に解釈されないよう考慮が必要である。

ライセンサーが事前に準備すべきデータとしては、例えば、ロイヤルティ報告書、財務諸表、売上データ（顧客データ、価格、販売量、製品カタログ、インボイス等）、購買データ（サプライヤーデータ、コスト、オーダー量等）、製造データ、在庫データ、原料消費データ、出荷データ、業務フロー、面談を行う責任者リストが挙げられる。

3. 3 契約管理上の諸問題に応じた監査の使い方

第2. 1節にて述べたライセンシーの行為に係るロイヤルティの過少申告、販売地域違反、品質の不良、技術不正使用という諸問題に応じた監査の使い方について、監査で得られる効果、監査の手法および監査のチーム編成の観点から、詳述する。

(1) ロイヤルティの過少申告

1) 監査で見込まれる効果

ロイヤルティ監査は、種々の観点からライセンシーがロイヤルティを適正に支払っているかどうかを検証するものであり、ロイヤルティの申告漏れの有無を把握することが出来るため、中国企業のロイヤルティ過少申告の是正や日本企業によるロイヤルティの確実な回収による金銭的利益の確保のためには、原則的に有効な手段と考えられる。

2) 監査の手法

ロイヤルティ監査は、技術ライセンス契約の規定に基づき、ライセンス対象の技術が実施されたライセンス対象製品について、適正にロイヤルティが計算報告されているかどうかを検証する。具体的には、ライセンシーから提出されるライセンス対象製品の売上データとロイヤルティ報告内容の整合性、ライセンス対象製品の範囲の妥当性等を検証する。また、適宜、監査法人はライセンサーおよびライセンシーのそれぞれの関係者に対し、必要な情報の収集のためのヒアリングを行う。

3) 監査のチーム編成

ロイヤルティ監査はライセンシーの売上データ等の営業情報へのアクセスが前提となるため、ライセンサーが単独で実施することは困難な場合が多く、中立の監査法人が中心となって実施されることが有効と考えられる。

監査法人を介したロイヤルティ監査には、監査法人のみで実施する場合と監査法人がライセンサー技術者を伴って実施する場合、のいずれかのチーム編成によって実施されることが多い。監査法人のみで実施する場合は、監査法人の中立性を強調することによりライセンシーに対し監査への協力を促す利点がある。一方、監査法人がライセンサー技術者を伴って実施する場合は、ライセンサーが監査現場に赴くことがライセンシーによる監査妨害の抑止になる、ライセンサー技術者によりライセンス対象技術と製品との関係その場で検証できる等の利点が挙げられる。なお、監査法人によって得意とするチーム編成がそれぞれあるため、ライセンサーは、個々の事案を見極めた上で、監査法人の選出を含めたチーム編成を考えていく必要がある。

(2) 販売地域違反

1) 監査で見込まれる効果

ライセンシーが技術ライセンス契約で合意したライセンス対象製品の販売地域を遵守せず、許諾地域外でライセンス対象製品を販売する場合も見られる。このような場合、ライセンサーは自らのライセンス戦略の維持およびライセンシーの許諾地域外での顧客網拡充の是正を要求することとなる。前述のとおり、ロイヤルティ監査においてはライセンス対象製品の売上データ（販売先と販売金額）を検証するため、ライセンシーによるライセンス対象製品の販売地域違反を把握するためには、有効な手段と考えられる。

2) 監査の手法

ライセンス対象製品の販売地域違反には、ロイヤルティ監査において収集したライセンス対象製品の販売先と販売金額の売上データが有効活用できると思われる。これによりロイヤルティ監査を活用してライセンス対象製品の販売地域違反の有無を確認することが可能である。

3) 監査のチーム編成

ロイヤルティ監査を活用してライセンス対象製品の販売地域違反の有無を確認するためには、ロイヤルティ監査において収集したライセンス対象製品の販売先と販売金額の売上データが重要となる。つまり、ライセンシーの売上データ等の営業情報へのアクセスが前提となるため、ライセンサーが単独で実施することは困難な場合が多く、中立の監査法人が中心となって実施されることが有効と考えられる。

(3) 品質の不良

1) 監査で見込まれる効果

監査法人を介したロイヤルティ監査においても、ライセンス対象製品やライセンシーにおけるその製造プロセスに関する情報の収集を行うことができるため、ライセンス対象製品の品質の検証に役立てることが可能である。また、技術ライセンス契約においてロイヤルティ監査条項とは異なる品質監査条項を設けることにより、ライセンサー自らがライセンス対象製品や製造プロセスに対する品質維持義務の履行状況を確認することも可能である。

2) 監査の手法

ライセンス対象製品の品質確保には、ロイヤルティ監査において収集したライセンス対象製品およびその製造プロセスの情報（使用材料、品質管理結果等）が有効活用できると思われる。また、技術ライセンス契約においてライセンシーのライセンス対象製品やその製造プロセスに対するライセンサーの品質監査条項が規定されている場合には、ライセンサーはライセンス対象製品の見本品の承認手続きや製造ラインへの立ち入り検査等を通じて、中国企業の契約履行状況を確認し、違反があった場合には是正を要求することが可能である。

3) 監査のチーム編成

ロイヤルティ監査を活用してライセンス対象

製品の品質を確認する場合のチーム編成は、中立の監査法人が中心となって実施することが有効である。また、技術ライセンス契約に基づくライセンサーの監査（検査）については、契約合意に基づき、ライセンサー単独で実施することが一般的である。

理想としては、監査法人とライセンサーの共同による監査の実施、または、どちらか一方を先行して実施した後に他方を実施することが望ましい。

(4) 技術不正使用

1) 監査で見込まれる効果

監査法人を介したロイヤルティ監査においても、ライセンス対象製品やライセンシーにおけるその製造プロセスに関する情報の収集が行われるため、ライセンシーにおける技術ライセンス契約範囲外でのライセンス技術の改良、転用等の不正使用の発見に役立てることが可能である。また、ライセンサー自らが、技術ライセンス契約においてライセンス対象製品の製造プロセスや秘密情報管理義務の履行状況に対するロイヤルティ監査条項とは異なる品質監査条項を設けることにより、契約で禁止された外部製造委託を行うなどの不正流出の履行状況を確認することも可能である。

2) 監査の手法

技術不正使用の監査については、専門の技術的知識が必要となるため、ライセンサーの技術者が主体となって実施されることが多いと思われる。但し、前述のとおり、ライセンス対象技術の不正使用防止には、ロイヤルティ監査において収集したライセンス対象製品およびその製造プロセスの情報が有効活用できる場合もあると思われる。技術ライセンス契約において、ライセンス対象製品の製造プロセスや秘密情報管理義務の履行状況に対するライセンサーの品質監査条項が規定されている場合には、ライセン

サーは製造ラインへの立ち入り検査、ライセンス技術を含む秘密情報管理状況の検査等を通じて、ライセンシーの契約履行状況を確認し、違反があった場合には是正を要求することが可能である。

なお、ライセンス技術の不正使用に関連して、ライセンサーはライセンシーが守秘義務の課された技術を含んだ特許出願、論文発表を無断で行っていないかについても、注意を払う必要がある（公開公報、論文の監視等）。ライセンシーによるライセンス技術の無断出願の防止対策として、技術ライセンス契約においてライセンシーに対してライセンス技術の改良技術の出願リストの提出を義務付ける等の措置を取ることが望ましい。

3) 監査のチーム編成

技術不正使用の監査については、技術ライセンス契約に基づくライセンサーの監査（検査）権に基づき、ライセンサーの技術者のみによって実施されることが一般的と思われる。一方、監査法人による監査を活用してライセンス対象技術の不正使用の有無を確認する場合は、ライセンサー技術者中心で先行して監査して、後で行き詰ったら監査法人（もしくは監査法人が契約した中立的立場の技術者）による監査の実施、また、監査法人がロイヤルティ監査で技術不正使用の兆候を把握し、その部分に対してライセンサー技術者が後から行う監査の実施、さらに、ライセンサー技術者と監査法人との合同チームで同時に行う監査の実施など、状況に応じて選択することが望ましい。

3. 4 監査終了後の対応

ライセンシーの監査終了後の重要な対応事項として、監査で明らかになったライセンシーによる契約違反の是正が挙げられる。第3. 1節にて述べた通り、監査法人が契約違反の是正の任を負うことはなく、ライセンサーが直接ライセ

ンシーと協議して解決する必要がある。この協議においては、対象となる技術ライセンス契約の締結交渉と同等以上の労力を要する可能性もあり、特に以下のような要素が当該協議を難しくすると考えられる。協議が難航し、ライセンサーが訴訟等を提起する場合、挙証や立証の問題が生じる。特に、技術ライセンス契約における許諾製品や許諾技術の定義が曖昧な場合（解釈の幅がある場合）、このリスクは大きくなる。

1つ目として、ライセンシー側が、契約違反是正と引き換えに、別の技術提供や協業関係を要求してくる可能性がある。

2つ目として、取引関係によっては、他の要因で是正を妥協せざるを得ない場合がある。

これらの問題の未然防止のためには、技術ライセンス契約の定義や規定を明確にしておくことに加え、ライセンサーである日本企業がライセンシーより常に交渉上強いポジションに立つことが重要である。例えば、契約違反が是正されない限り、継続的な技術供与（新製品に係る技術供与）を拒否する、あるいは契約期間を短くすることにより契約更改を拒否する機会を設ける等のけん制措置を検討すべきである。

なお、契約違反の中でもロイヤルティの未払い・過少支払いに関しては、技術提供保険や知的財産権ライセンス保険への加入が、そのリスク軽減策として考えられる。この種の保険を採用している日本企業はまだ少ないと思われるが、ライセンシーである中国企業が、監査で明らかになった未払いや過少支払い額の全額または一部の支払いに応じない（但し、支払金額自体については同意している）ケースでは、このような措置を検討する価値はあると思われる。当然ながら保険料を支払わなければならないため、ロイヤルティ収入が減ってしまうことに留意する必要がある。ライセンス保険の一例として、一回に支払われるロイヤルティに付保率90%をかけた金額を保険金の支払限度額とする保

険内容がある。(但し、付保率は保険内容や相手先企業の格付け等により異なる。)⁵⁾

3. 5 日本企業による中国企業に対する戦略的な監査の活用

(1) 監査の活用の際しての考慮要素

日本企業のライセンサーがライセンシーに監査を行うにあたっては、期待される効果が見込まれるか否かを事前に検討する必要があるが、監査活用の判断に際しては、ライセンシーに供与する対象技術、およびライセンシーに関する留意事項の2つの観点から考慮要素を検討し、総合的に判断することが重要である。また、監査の効果が見込めない場合はその対策を検討する必要がある。以下、各考慮要素を検討する。

1) ライセンシーに供与する対象技術

1つ目の要素として、対象技術が陳腐化している場合や継続的ではなく単発で技術を供与する場合については、ライセンシーは既に全ての技術をもっていることから監査に協力するインセンティブが低くなり、監査に必要な情報が提出されない等、ライセンシーが非協力的となり情報を入手できない可能性が高い。

2つ目の要素として、同一のライセンシーに対して継続的に複数の技術を供与している場合は、当該ライセンシーにインセンティブを与えることができるため、ライセンシーが協力的となり情報を入手できる可能性が高い。

3つ目の要素として、複雑な技術を供与している場合、中国企業がロイヤルティ算出に誤解を生じている可能性があるため、積極的に監査を行う考え方があ

る。4つ目の要素として、ライセンサーが中国で複数の特許を保有している場合には、権利行使の脅威により、ライセンシーが協力的となり情報を入手できる可能性が高い。一方、ノウハウ主体で特許化されていない場合には、ライセンシーが脅威を感じず、監査に非協力的となる可

能性が高い。

2) ライセンシーに関する留意事項

1つ目の要素として、監査法人に依頼することなくライセンサーにて監査した場合、ライセンシーの協力が得られず監査が進まない場合があることに留意すべきである。

2つ目の要素として、ライセンサーの資本が含まれているライセンシーについては、ライセンサーの資本比率が高ければ協力的となり易いため、ライセンシーから情報を入手できる可能性が高い。

3つ目の要素として、中国にライセンシーが複数存在している場合、第2. 2節で述べた通り、特定のライセンシーに対してのみ監査を行うと、ライセンシー間で不公平感を持たれてしまう可能性があることに留意すべきである。

3) 監査の効果が見込めない場合

対象技術が陳腐化している場合、継続的ではなく単発で技術を供与する場合、またはノウハウ主体で特許化されていない場合においては、ライセンシーが監査に非協力的となる可能性が高いことから、第2章にて述べた諸問題(ロイヤルティの過少申告、販売地域違反、品質の不良、技術不正使用)を監査によって解決することは難しくなる。

これらの場合には、ライセンサーは監査を活用して契約違反是正を図れないため、ロイヤルティは一括金もしくは定額で回収する等の対策も検討すべきである。

(2) 戦略的な監査活用に向けた提言

欧米企業と比べ、日本企業は監査に消極的な印象を受けるが、上述した通り、監査は中国企業との技術ライセンス契約から生じる種々の問題を手当て・解決するための有効な一手段となり得る。日本企業も選択肢の1つとして外部のリソースを活用することも視野に、監査の効果を最大限発揮できるよう、戦略的な監査活用を

検討することが望まれる。

1) 監査に対する姿勢・方針の提言

戦略的な監査活用の検討において、まず重要となるのは、ライセンサーである日本企業が、監査に対する姿勢・方針を明確にすることである。考え得る姿勢・方針について、以下、例示する。

1つ目として、ライセンサーによる契約違反の推測がある場合に、ライセンサーとの信頼関係を多少崩すことも覚悟して、徹底的にロイヤルティ監査を行うという姿勢・方針である。この場合、特許侵害の証拠を入手する目的で監査を活用することもあり得る。

2つ目として、ライセンサーに対し、監査や追及が厳しく不正行為は困難との認識を植え付けるため、つまり、ライセンサーの威厳維持のために監査を行うという姿勢・方針である。

3つ目として、ライセンサーに対して、技術ライセンス契約を正確に履行するという認識を教育するために監査を行うという姿勢・方針である。

4つ目として、ライセンサーとの関係維持を目的とした技術的、事業的な交流を図るために監査を行うという姿勢・方針である。

5つ目として、技術ライセンス契約の更新時に有利な条件を引き出すために監査を行うという姿勢・方針である。

2) 監査時期の提言

次に、戦略的な監査を行うためには、監査時期の検討も必要である。

ライセンサーとの信頼関係を崩してでも徹底的に争う姿勢である場合は、監査の時期を考慮する重要性は少ないものと考ええる。つまり、中国企業であるライセンサーの契約管理に懸念が生ずる状態に達した時点で監査を行い、最終的には訴訟や仲裁にて解決すればよいものと考ええる。

ただ、一般的にはライセンサーとの良好な関係を維持しながら取引を継続することが好ましいため、ライセンサーとのコミュニケーション

を図ることを目的として、主に欧米企業が採用しているような監査プログラムを採用し、定期的にライセンサーを監査することを検討することも考慮すべきである。

また、技術ライセンス契約の締結直後に、ライセンサーに対して技術ライセンス契約を正確に履行するという認識を教育することを目的として監査を行うことも検討すべきである。

ライセンサーのみならず、ライセンサーである日本企業も監査に慣れていない場合は、技術ライセンス契約初年度に監査法人にて監査を行い、ライセンサーおよびライセンサー間でロイヤルティ計算の具体的方法等や監査のステップを確立させることも検討すべきである。もちろん、契約交渉中に具体的な監査計画を合意することができれば、より好ましいものとする。監査法人による監査にて監査のステップを経験した後は、事案に照らして費用削減のため監査法人を利用することなくライセンサーのみにて監査することも検討すべきである。

最後に、技術ライセンス契約の更新、また継続的な技術の供与のタイミングは、ライセンサーが協力的となることが予想されることから、監査を行う時期としては効果的であるものと考ええる。

留意すべき点として、ノウハウに関する技術ライセンス契約の場合、中国企業が既に全てのノウハウ技術を得た時点で監査を行うと、監査に協力するインセンティブが低いことから、監査のために必要な情報が提出されない等、中国企業が監査に非協力的となることが予想されるため、諸問題（ロイヤルティの過少申告、販売地域違反、品質の不良、技術不正使用）を監査によって解決することは難しくなる可能性がある。よって、ライセンサーは、ライセンサーが監査に協力せざるを得ない状況を作り出し、その時点で監査を実施することが重要となる。

3) 監査費用の提言

監査によりロイヤルティの過少申告等の諸問題が判明しない場合、通常は、監査費用はライセンサー側が負担することになるため、日本企業が監査を検討する際、監査費用が常に懸念事項となる。費用対効果を常に見極める必要があるのはもちろんだが、契約締結時から契約維持の経費として監査費用を予算化する、あるいは受領予定のロイヤルティで監査費用を賄う等の手段での積極的な監査利用も、日本企業にとって検討価値があると思われる。

また、監査費用と不正の額は通常比例せず、むしろ大きな不正は監査の初期段階で発見されることが多い。従って、低予算で粗い監査を行い、大きな不正の兆候が見つければ再監査(精査)するというような2段階で実施する方法も検討価値があると思われる。

4. 行政手続きに係る最新情報

第3章では、中国企業との技術ライセンス契約におけるライセンシーの行為に係る諸問題の有効な解決策として、日本企業による戦略的な監査の活用を紹介した。

本章では、中国企業との技術ライセンス契約管理上のもう一方の課題である行政上の手続きについて、最新情報の紹介とともに対応について述べる。

4. 1 契約の登記に関する問題

(1) 技術ライセンス契約の登記

中国には技術ライセンス契約に関連する登記制度があり、日本企業は当該登記により公示される情報を把握することも重要である。登記義務としては、以下がある。

- ・ 商務部への、自由技術の輸出入に伴う技術ライセンス契約の登記義務(技術輸出入管理条例17条、技術輸出入契約登記管理弁法)
- ・ 知識産権局への、技術ライセンス契約の対象特許の登記義務(専利法実施細則14条、特許

実施許諾契約届出弁法)

- ・ 科学技術部への、中国での税制優遇政策を受けるための技術ライセンス契約の登記義務(技術契約認定登記管理弁法)⁶⁾

(2) 登記部門による公示

商務部や科学技術部へ登記された契約については、専門家へヒアリングした結果、公示されないようであるが、知識産権局へ登記したライセンス対象特許については公示され、商用データベースを使って検索可能である。公示される情報としては、特許実施許諾契約届出弁法14条に基づき、ライセンサー/ライセンシー/筆頭IPC/特許番号/出願日/権利付与公告日/ライセンス種類/ライセンス期間/届出日と多岐にわたる。この公示された情報を使って中国での企業活動が分析される可能性も考慮し、ライセンス対象特許を選択することが肝要である。例えば、市場製品から分析が難しい製法特許が他社から特定された場合、コスト分析が容易になる等のデメリットがあると考ええる。電機・機械メーカー等と比較して、単一製品に占める特許の数が少ない医薬・化学メーカーにおいては、当該製品内で使用されている製法特許が競合他社に特定された際のデメリットが大きいと考えられるため、特に留意が必要と思われる。また、他社分析を困難にさせるために、包括技術ライセンス契約とすることも考えられるが、独占禁止法⁷⁾(抱き合わせ)や技術輸出入管理条例(改良技術の取り扱いに関する義務や特許保証の義務も増加)にも留意する必要がある。

その他の公示される情報として、商務部独占禁止局による事業者集中独占禁止申告⁸⁾もあるようである。さらに、登記とは直接関係ないが、税務総局から営業税免税の関連で技術ライセンス契約に関するデータが公開された事例がある⁹⁾。

4. 2 海外送金手続き

中国企業から日本企業への技術ライセンスのロイヤルティ送金手続きは、中国のライセンサーが行うこととなるので、日本のライセンサーには手続き上の問題が判り難い。中国から中国国外への送金については、中華人民共和国外貨管理条例およびその関連法令にて規制されており、商務部や知識産権局への登記とは必ずしも連動しておらず、海外送金のための別途届出書類（申請書、契約（合意書）、税務届出表等）が必要な場合もあり得る^{10), 11)}。

(1) 知識産権局の登記証

2011年8月1日に施行された「特許実施許諾契約届出弁法」により、旧法第7条の海外送金証明規定（「当事者が専利契約の登録証明を持って、海外送金および税関における知的財産の登録に関する手続きを行う。」との規定）が改正されたこと等から、海外送金手続きにおいて知識産権局の登記証は不要となった。

(2) 商務部の登記証

2013年7月18日付け「サービス貿易外貨管理ガイドライン」により、海外送金手続きにおいて5万米ドル以上であっても商務部の登記証を銀行へ提出することは不要となった¹⁰⁾。しかしながら、実際には、商務部の登記証を要求する銀行が現在でも存在すること、また、税務局において税務届出表を申請する際に登記証を要求される可能性があること等、依然として登記には留意する必要がある¹²⁾。

4. 3 ロイヤルティに関する徴税強化の動き

登記、海外送金手続きに加えて、昨今話題となっている世界的な租税回避防止の潮流の中で、中国の国家税務総局が「企業の国外関連者への費用支払いに係る企業所得税問題に関する公

告」（国家税務総局公告2015年16号、以下「16号公告」という。）を公布している（2015年3月18日）。

16号公告では、国内企業が国外関連当事者に対して費用を支払う場合には、独立取引の原則（arm's length principle）に適合しなければならない旨を定め（第1条）、第3条乃至第6条において、損金算入できない場合を定めている。

特に第5条において、国内企業が国外関連当事者の提供する無形資産を使用し、使用料を払う必要がある場合には、当該無形資産の価値創造に対する貢献の程度を考慮して、各自が享受すべき経済利益を確定しなければならない旨を定め、無形資産の法的所有権を有するだけでその価値創造に貢献していない国外関連当事者に対する国内企業の使用料支払いについて、独立取引の原則に適合していない場合には、損金算入できない旨が定められている。2015年3月19日に発表された国家税務総局による解説では、上記貢献の程度の判定について、無形資産の開発、価値向上、維持、保護、活用および普及の観点で、各関係当事者の機能、投入した資産、引き受けたりリスクを分析するとされていることから、今後、中国現地法人とのライセンス料設定の際に、上記観点での貢献を説明できるよう準備しておくことがこれまで以上に求められる（実際、商標権取得に中国企業は関与していないものの、中国国内での周知性を高めることによって商標権の価値を構築しているとして、無形資産の価値創造に対して重要な貢献をしたのは中国企業と認定され、ロイヤルティ支払いが全額否認された事例あり）¹³⁾。

なお、16号公告の内容は、2015年9月17日に公表された、「特別納税調整実施弁法」の改正草案にも新たに追加されており、中国におけるロイヤルティへの徴税強化の動きを注視していく必要がある¹³⁾。

5. おわりに

以上、中国企業との技術ライセンス契約管理上の諸問題に関し、その有効な解決策としての日本企業による戦略的な監査の活用について考察し、また、技術ライセンス契約に関連する行政上の手続きについても最新情報を踏まえて説明をした。本稿が少しでも参考となるのであれば幸いである。

なお、本論説の執筆にあたっては、株式会社 KPMG FAS 米国公認会計士 杉浦瑞紀氏・中小企業診断士 田中秀和氏、KPMG LLP ユアン ゴンザレス氏・ロブ バーロウ氏、有限責任監査法人トーマツ 米国公認会計士 梅村久美子氏・米国公認会計士 クイン ジョン ネイサン氏・米国公認会計士 沈 慧虹氏、デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士 大久保恵美子氏、BLJ法律事務所 弁護士 遠藤誠氏、森・濱田松本法律事務所 弁護士 小野寺良文氏・中国弁護士 趙 唯佳氏から貴重なご意見を頂いた(事務所・団体名称の五十音順)。

注 記

- 1) 「ライセンス監査の現状と実施手順」トーマツ企業リスク2013年10月号, p.39
- 2) 中国の国務省が2006年に発表した「国家中長期科学技術発展計画綱要(2006-2020年)」によると、「製造業における対外技術依存度:30%以下」が2020年までの発展目標の1つになっている。
- 3) 吉野仁之「ロイヤルティ監査を通して、ライセンスを考える」知財管理, Vol.60, No.12, p.1971 (2010)
- 4) 梅村久美子他「日本企業におけるロイヤルティ監査の実態」知財管理, Vol.63, No.11, p.1847 (2013)
- 5) 独立行政法人日本貿易保険
<http://nexi.go.jp/product/index.html> (参照日 2016年3月31日)
- 6) 「中国における技術移転システムの実態」独立行

政法人科学技術振興機構 中国総合研究交流センター (2014)

- 7) 2016年3月12日現在、独禁法ガイドラインについては、国務院独占禁止委員会の指示に基づき、国家発展改革委員会、商務部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局の4つが2016年1月末までに起草し、2016年6月発布を目指している。
- 8) 2014年4月に「マイクロソフトによるノキアのデバイス・サービス事業買収を制限的条件付きで認可する旨の事業者集中独占禁止審査決定に関する公告」の別紙として、特許リストが公示された。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201407/20140700652295.shtml>
(参照日2016年3月31日)
- 9) 2004年に日本企業から中国企業へ技術ライセンスした際のライセンス料率等のデータが中国の国家税務総局から公開された。なお、それ以降に公開された事例は確認されていない。「中国におけるライセンス規制調査」, JETRO北京センター知的財産権部, pp.21-22, (2007年3月30日)
- 10) BTMU CHINA WEEKLY NOVEMBER 27TH 2013「サービス貿易に係る外国為替管理規制の緩和」三菱東京UFJ銀行 国際業務部
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/413112701.pdf> (参照日2016年3月31日)
- 11) 税務届出表についても、1件5万米ドル相当超の資金を送金する場合に限り、国税主管機関で税務届出手続を行うことが必要とされる。BTMU (China) 実務・制度ニュースレター 2013年7月25日 第73期「国家税務総局、国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出関連公告」三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313073102.pdf> (参照日2016年3月31日)
- 12) 「中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減—ビジネス環境に応じた最適スキームの考察—」知財管理, Vol.65, No.12, p.1729 (2015)
- 13) 大久保恵美子「6つのテストで否認リスクの把握を」中央経済社『旬刊経理情報』No.1419 (2015年7月20日)

(原稿受領日 2016年7月7日)